

令和4年度法務省委託「人権啓発活動地方委託事業における効果検証の在り方」についての調査・研究に関する入札（仕様書）

1 件名

「人権啓発活動地方委託事業における効果検証の在り方」についての調査・研究

2 目的

法務省の人権擁護機関では、これまで、人権への理解を促進するため、広く国民を対象に人権啓発事業を進めてきた。人権啓発活動地方委託事業は、国が全国的に一定水準の啓発活動を確保することを前提としつつ、地域に密着したきめの細かい啓発活動を行うことで、より質の高い啓発効果を期待する観点から、地方公共団体に対して委託してきたものである。その実施に当たっては、当該地域住民の理解と共感が得られ、地域住民に信頼されるよう努め、実施後に効果検証を行い、より効果的・効率的な啓発活動を実施するよう努めていく必要があるが、そのためには、この効果検証がより実効性のあるものとなるよう、その手法等について絶えず検証・改善していくことも不可欠である。

そこで、人権啓発活動地方委託事業に関し、現在、各地方公共団体が実施している効果検証について、その実態を調査するとともに、問題点・改善点を分析・検討することにより、より実効性のある効果検証の実現に向けた方策の参考に資するための調査・研究を実施する。

3 業務内容

(1) 人権啓発活動地方委託事業効果検証の検討

人権啓発活動地方委託事業を受託した地方公共団体において実施されている効果検証につき、現状の検討を行う。

ア 調査対象地方公共団体について

人権啓発活動地方委託事業を受託している地方公共団体のうち、12団体（8都道府県及び4政令指定都市。選定は当センターが行う。）を調査対象とする。

イ 調査対象資料等について

上記アの対象地方公共団体（再委託先を含む。）が令和3年度に実施した事業について人権啓発活動地方委託要綱（平成9年4月1日法務大臣決定）第13条に基づき作成した人権啓発活動実施報告書及びその添付書類の記載を基に、事業内容及び実施している効果検証の内容を把握し、分析を行う。

※ 人権啓発活動地方委託事業については、別紙1「(参考) 人権啓発活動地方委託事業について」を参照。

※ 法務省が実施している主な人権啓発活動については、法務省人権擁護局ウェブサイト参照 (https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_keihatsu.html)。

(2) 今後の人権啓発活動地方委託事業の効果検証に係る提言内容の検討

上記（1）を踏まえ、より優れた効果検証の在り方についての提言内容を検討する。

（3）報告書の作成

上記（1）、（2）の結果及び当センターによる考察を踏まえ、報告書を以下のとおり作成する。

ア 記載内容等

（ア）記載内容

以下の内容を含むこと。

①調査対象地方公共団体において実施されている効果検証の分析・検討の結果

②受託者が有する行政手法や評価理論等の知見を踏まえた考察

③①の分析・検討の結果と②の考察を踏まえた人権啓発活動地方委託事業の効果検証の現状の問題点・改善点の析出

④今後の人権啓発活動地方委託事業の効果検証の在り方についての提言

（イ）体裁・ページ数等

日本産業規格（J I S）A列4番縦長横書きとし、日本語で記述し、150～200ページ程度で作成すること。

イ 作成手順

報告書の作成に当たっては、当センターの意見を聴取し、反映できるよう進捗を管理すること。最低限、以下のプロセスにおいて当センターとの意見のすり合わせを想定すること。

①分析・考察内容の骨子案作成

②分析・考察内容の素案作成

③分析・考察内容の完成版の作成

4 成果物及び納品期日

（1）納入する成果物及び納品期日は以下のとおりとする。

上記3（2）の報告書本体について、令和5年3月17日（金）午後5時までに、印刷物及び電子データを2セット提出すること。

（2）上記（1）の納品成果物のデータ様式は以下のとおりとする。

P D F 形式のほか、M i c r o s o f t W o r d 2 0 1 6 又は M i c r o s o f t P o w e r P o i n t 2 0 1 6 で扱うことができる形式の2種類を作成すること。

（3）成果物の納入先は以下のとおりとする。

公益財団法人人権教育啓発推進センター（〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F）

5 応札者条件

（1）本調査研究事業に必要な知見を有し、有益かつ具体的な考察及び提案を行うことが可能であること。

（2）本業務を遅滞なく遂行できる能力を有すること。

(3) 各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）を有すること。

6 提出書類

(1) 企画提案書（以下の内容を含むこと）

ア 実施方針

イ 実施内容（以下の内容を含むこと）

（ア）調査対象地方公共団体において実施されている効果検証の分析に当たってのポイント

（イ）考察に応用できると考える理論等について

（ウ）報告書の内容骨子（現時点でのイメージ）

ウ 実施計画（契約締結から業務終了までの日程案）

エ 実施体制（組織の概要、配置・業務分担、業務従事者の能力、不測の事態への対応等）

オ その他（類似業務の実績例等。任意）

(2) 各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し

(3) 委任状（代理人による入札の場合）

(4) 入札書（添付の書式を使用すること）

(5) 見積内訳書

※ 上記（1）は6セットを作成し、うち3セットは応札者の名称を記載しないこと。
また、PDFデータをメールで送付すること。

※ 上記（4）及び（5）は同一の封筒に入れ封印の上、当該封筒に件名及び氏名（法人の場合は法人名）を明記すること。

※ 代理人による入札については、代表者からの本件入札に関する委任状を作成し、
入札書には入札参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、代理人であることの表示及び当該代理人氏名を署名又は記名押印すること。

7 提出期限・及び提出先

(1) 6の（1）及び（2）は令和4年10月11日（火）午前10時までに公益財団法人人権教育啓発推進センター（東京都港区芝大門2-10-12）事業部第1課齋藤又は松本に提出。

(2) 6の（3）～（5）は令和4年10月14日（金）午後3時までに公益財団法人人権教育啓発推進センター（東京都港区芝大門2-10-12）事業部第1課齋藤又は松本に提出。

8 開札

(1) 日時：令和4年10月14日（金）午後3時15分～

(2) 場所：公益財団法人人権教育啓発推進センター（東京都港区芝大門2-10-12）

9 落札方式

総合評価落札方式

※ 別添の総合評価基準書に基づき技術点及び価格点から算出した総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

10 本業務請負に当たっての留意点

(1) 受託者の責務

- ア 受託者は、契約後速やかに責任担当者を選任し、当センターに届け出なければならない。責任担当者は適宜、又はセンターの要請に応じて業務の進捗状況を報告すること。
- イ 受託者は、常時連絡が取れる体制を取らなければならない。受託者は遅くとも1営業日以内に当センターからの連絡に返答し、当センターからの要請に対して5営業日以内に1時間程度の打合せの対応ができること。
- ウ 受託者は、業務に関する工程表（納品までのスケジュール表）を作成しなければならない。
- エ 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、直ちにその旨を当センター担当者に連絡し、その指示に従わなければならない。
- オ 受託者は、業務の過程で当センター担当者から指示された事項について、迅速、的確かつ誠実に対応しなければならない。

(2) 再委託

再委託の取扱いについては、追って交わす契約書のとおりであるが、特に以下のアからエまでに留意すること。

- ア 受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託することはできない。
- イ 受託者は、委託業務の一部を再委託しようとする場合には、当センターの定める様式により再委託承認申請書を提出し、当センターの承認を受けなければならない。
- ウ 受託者は、委託業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、当センターに対し全ての責任を負うものとする。
- エ 受託者は、委託業務の一部を再委託しようとするときは、受託者がこの契約を遵守するために必要な事項について、追って交わす契約書を準用して、再委託の相手方と契約しなければならない。

(3) 情報セキュリティ対策

- ア 受託者は、法務省の要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付に応じて適切に取り扱われるための措置（提供時の状態の維持、閲覧者の限定など）を講ずること。
- イ 受託者は、本業務に関して提供された情報その他知り得た情報を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- ウ 受託者は、本業務に関して提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。

エ 当センターは、本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、情報セキュリティ対策の実績、情報の秘密保持等に係る管理状況の報告を求め得ること。

オ 受託者は、本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、速やかに当センターに報告することとし、必要に応じて当センター及び法務省の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

カ 本業務を実施するに当たって、別紙2「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏えい又は本業務以外の用途での使用をしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

キ 当センターは、適宜、履行場所における業務実施状況の観察を、業務開始前及び業務実施中に事前に予告することなく実施することがあること。

(4) 著作権等

ア 本業務で作成される成果物について、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、法務省に帰属し、法務省が独占的に使用するものとする。

イ 受託者は、本業務において発生する全ての著作者人格権をいかなる者に対しても行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。

ウ 第三者が権利を有する著作物を納入成果物に含ませる必要がある場合(当センターが特にその使用を指示した場合を除く。)、費用負担を含む一切の使用許諾条件等を当該第三者から聴取し、その内容を当センターに書面で提出して判断を求めるここと。

なお、当センターがその必要を認めて納入成果物に含んだ場合は、当該箇所を明記すること。

エ 本件仕様書に基づく作業に関して、第三者との間で著作権に関わる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら当センターの責めに起因する場合を除き、受託者は自らの負担で一切の処理を行うこと。

(5) 機密保持等

ア 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途での使用をしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。例えば、関係者等に対しメールによる連絡をする場合には、当該受信者が他の受信者のメールアドレスを閲覧することができないようBCC機能により送信するなど、情報の流出防止に最善を尽くすこと。

なお、受託者の責任に起因する情報の漏えい等があった場合は、契約条項上の「秘密の保持」への違反に該当するものとする。

イ 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担すること。

ウ この項目について受託者は、契約期間の終了後においても同様とする。

エ その他

(ア) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承

させてはならない。

(イ) 当センターは、受託者が契約を履行する上で必要な関係書類等を隨時貸与するものとする。ただし、貸与された書類等は、当センターから請求があった場合、契約にて定められた引渡時期までに当センターに返還しなければならない。

(6) その他

この仕様書に記載していない事項及び詳細内容については、受託者と当センターとが協議の上決定し、当該決定事項について書面をもって確認することとする。

1.1 その他

- (1) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (2) 本入札の参加に要する経費は、参加者の負担とする。

1.2 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

1.3 問合せ先

公益財団法人権教育啓発推進センター 事業部第1課 齋藤・松本
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
電話：03-5777-1802（代表）
FAX：03-5777-1803
メール：jigyo01@jinken.or.jp